



島根県報

平成30年10月5日（金）

第3,046号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出 (") 4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障 が い 福 祉 課) 5

自立支援医療機関の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 8

自立支援医療機関の指定

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 9

解除予定保安林 (") 9

【公 告】

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務に係る提案競技の実施 (情 報 政 策 課) 10

都市計画変更の図書の縦覧（2件） (都 市 計 画 課) 13

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定 14

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第82号）

1 規則の概要

設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

(1) 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
グロー放電発光分光分析装置	1時間につき	2,750円
超音波ホモジナイザー	1時間につき	250円
レーザー加工機	1時間につき	200円
3Dプリンタ	1時間につき	210円
ナノ粒子合成システム	1時間につき	4,730円
粉末供給装置	1時間につき	360円
電子デバイス用電子顕微鏡	1時間につき	2,640円
騒音計	1時間につき	50円

(2) 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
クリーンベンチ	1時間につき	50円

2 施行期日

平成30年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第82号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

CNC画像3次元測定システム	1時間につき	1,120円
----------------	--------	--------

を

CNC画像3次元測定システム	1時間につき	1,120円
グロー放電発光分光分析装置	1時間につき	2,750円
超音波ホモジナイザー	1時間につき	250円
レーザー加工機	1時間につき	200円
3Dプリンタ	1時間につき	210円
ナノ粒子合成システム	1時間につき	4,730円
粉末供給装置	1時間につき	360円
電子デバイス用電子顕微鏡	1時間につき	2,640円

に、

三相交流負荷模擬システム	1時間につき	470円	を
--------------	--------	------	---

三相交流負荷模擬システム	1時間につき	470円	に改める。
騒音計	1時間につき	50円	

別表第1の2の表中	味認識装置	1時間につき	550円	を
-----------	-------	--------	------	---

味認識装置	1時間につき	550円	に改める。
クリーンベンチ	1時間につき	50円	

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

告 示

島根県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
メディカル乙吉 訪問看護ステーション	益田市乙吉町イ695番地1	平成30年9月1日
みもりキッズ・ファミリークリニック	出雲市小山町442番地2	平成30年9月13日
花田クリニック	江津市嘉久志町イ668-19	平成30年9月10日
永瀬脳外科内科	益田市土井町2番27号	平成30年8月1日
邑南町国民健康保険直営矢上診療所	邑智郡邑南町矢上3823番地2	平成30年9月1日
ひよこ薬局	出雲市小山町442-2	平成30年9月1日
かくし薬局	江津市嘉久志町イ670番3	平成30年9月10日

島根県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
敬川沖田クリニック	江津市敬川町296-6	平成30年7月31日

島根県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
株式会社 空	出雲市塩冶町2078-1 ラポートA102号	訪問介護	ケア・ステーション ピース	出雲市塩冶町 520-1	出雲市塩冶町 2078-1 ラポートA 102号	平成30年7月1日

島根県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ライフ サポート	大田市鳥井町鳥井1204 番地	通所介護	デイサービスセン ター きれんげ	大田市鳥井町鳥井 1204番地	平成30年3月31日
株式会社 NAG ASE	益田市土井町2番27号	地域密着型通 所介護	デイサービス 「まほろば」	益田市高津一丁目36 -7	平成30年7月31日
有限会社 メイコ ーセンター	浜田市浅井町86番地21	福祉用具貸与	有限会社 メイコ ーセンター 岩多 屋福祉事業部 出 雲営業所	出雲市長浜町659- 21	平成30年5月1日
有限会社 メイコ ーセンター	浜田市浅井町86番地21	介護予防福祉 用具貸与	有限会社 メイコ ーセンター 岩多 屋福祉事業部 出 雲営業所	出雲市長浜町659- 21	平成30年5月1日

島根県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 平安堂	出雲市大社町杵築南859番地8	福祉用具貸与	平安堂福祉用具相談事業所	出雲市渡橋町334-1	平成30年9月15日
株式会社 平安堂	出雲市大社町杵築南859番地8	特定福祉用具販売	平安堂福祉用具相談事業所	出雲市渡橋町334-1	平成30年9月15日
株式会社 平安堂	出雲市大社町杵築南859番地8	特定介護予防福祉用具販売	平安堂福祉用具相談事業所	出雲市渡橋町334-1	平成30年9月15日
株式会社 平安堂	出雲市大社町杵築南859番地8	介護予防福祉用具貸与	平安堂福祉用具相談事業所	出雲市渡橋町334-1	平成30年9月15日

島根県告示第650号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名称	所在地		
川谷薬局	松江市堅町69	精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社だるま薬局	松江市殿町74	精神通院医療	平成30年9月1日
調剤薬局ナガトミ	松江市殿町383 山陰中央ビル5階	精神通院医療	平成30年9月1日
グリーン調剤薬局黒田店	松江市黒田町94-3	精神通院医療	平成30年9月1日
酒井三十堂薬局	松江市末次本町24	精神通院医療	平成30年9月1日
グリーン調剤薬局学園店	松江市学園二丁目6-7	精神通院医療	平成30年9月1日
アイアイ薬局	松江市上乃木九丁目19-23	精神通院医療	平成30年9月1日
スマイル薬局	松江市雑賀町255-1	精神通院医療	平成30年9月1日
グリーン調剤薬局西川津店	松江市西川津町766-7	精神通院医療	平成30年9月1日
乃木調剤薬局田和山店	松江市田和山町111	精神通院医療	平成30年9月1日
フロンティア薬局松江店	松江市乃白町170-1	精神通院医療	平成30年9月1日
フラワー薬局松江店	松江市浜乃木七丁目9-68	精神通院医療	平成30年9月1日
リズム調剤薬局	松江市東奥谷町144-13	精神通院医療	平成30年9月1日
順天堂薬局サンデーズ浜田店	浜田市田町116-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
ウェーブ中央薬局	浜田市殿町83-213	精神通院医療	平成30年9月1日
くまさん薬局	浜田市朝日町14-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
さんさん薬局	浜田市港町294-32	育成医療 更生医療	平成30年9月1日

		精神通院医療	
遠藤薬局	浜田市黒川町97-10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社みはし薬局	浜田市相生町3946	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
えびす薬局	浜田市蛭子町22-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
まきの薬局	出雲市小山町352-7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
調剤薬局くすりのファミリア	出雲市渡橋町986-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
みどり薬局塩冶店	出雲市塩冶町991-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
しまね薬局医大前店	出雲市塩冶神前一丁目7-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社いちご調剤薬局	出雲市塩冶町1534-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
しまね薬局渡橋店	出雲市渡橋町1104	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
きらら薬局	出雲市神西沖町2072-1	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
なかの薬局	出雲市中野町381-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社もも薬局	出雲市大島町21-4	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
ファーマシィ薬局ひかわ	出雲市斐川町直江4897-3	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
ファーマシィ薬局花のさと	出雲市下古志町1125-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
大谷仁成堂薬局あけぼの店	益田市あけぼの本町10-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日

大谷仁成堂薬局乙吉店	益田市乙吉町イ322-10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
野村大盛堂薬局	益田市東町18-33	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
高津オオバ薬局	益田市高津一丁目9-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社松本薬局	益田市土井町2-22	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
調剤薬局オオバ	益田市中島町イ36-1	精神通院医療	平成30年9月1日
なかのしま薬局	益田市中島町イ370-8	精神通院医療	平成30年9月1日
順天堂薬局サンデーズ下本郷店	益田市下本郷町207	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
きりん薬局	益田市あけぼの東町4-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
しまね薬局大田店	大田市大田町吉永字柳ヶ坪1564-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社なべや本店薬局	安来市安来町1685	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
なべや薬局神田店	安来市安来町769-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社調剤薬局ケイ	安来市赤江町1447-1	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
有限会社調剤薬局ケイ十神店	安来市南十神町14-1	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
有限会社さいとう薬局	安来市広瀬町広瀬1464-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
エフエムエル広瀬調剤薬局	安来市広瀬町広瀬1922-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
株式会社山藤薬局江津支店	江津市嘉久志町2306-30	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
みなり薬局	仁多郡奥出雲町三成1622-3	育成医療	平成30年9月1日

		更生医療 精神通院医療	
有限会社望月薬局	鹿足郡津和野町後田口341	精神通院医療	平成30年9月1日
有限会社三五舎薬局	鹿足郡津和野町森村口70	精神通院医療	平成30年9月1日
柿木つくし薬局	鹿足郡吉賀町柿木村柿木651-5	精神通院医療	平成30年9月1日
島根県看護協会訪問看護ステーションやすらぎ	松江市浜乃木二丁目1-23	精神通院医療	平成30年9月1日
老人訪問看護ステーション友喜	松江市宍道町白石129-2	精神通院医療	平成30年9月1日
島根県看護協会訪問看護ステーションそよかぜの丘	浜田市田町1563	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
訪問看護ステーションほっと	浜田市熱田町705-1	精神通院医療	平成30年9月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛	出雲市国富町1015	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日
島根県看護協会訪問看護ステーションいずも	出雲市姫原一丁目7-14	精神通院医療	平成30年9月1日
訪問看護ステーションたき	出雲市多伎町小田50-7	育成医療 更生医療	平成30年9月1日
訪問看護ステーションめぐみ	大田市大田町大田イ860-3	精神通院医療	平成30年9月1日
島根県看護協会訪問看護ステーションおおだ	大田市大田町大田口1113-5	精神通院医療	平成30年9月1日
高砂訪問看護ステーション	江津市江津町1110-15	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日

島根県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
みもりキッズ・ファミリークリニック	出雲市小山町442-2	精神通院医療	平成30年9月13日
アイ・プラス薬局上塩冶店	出雲市上塩冶町2663-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年8月20日
ひよこ薬局	出雲市小山町442-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年9月1日

メディカル乙吉 訪問看護ステーション	益田市乙吉町イ695-1	精神通院医療	平成30年9月1日
こころね訪問看護ステーション春日町	松江市春日町157-4	精神通院医療	平成30年9月10日

島根県告示第652号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町須川1204、1207、1218、1219-1、1219-2、2351-1、2351-3から2351-9まで、2351-13から2351-16まで、2351-18、2351-21から2351-26まで、2351-32、2351内3から2351内5まで、2469-1、2469内1、2469-2から2469-4まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第653号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市旭町来尾874-5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

公

告

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務

(2) 仕様

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約の日から平成35年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

61,273千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成30年度の上限度額：4,413千円

平成31年度の上限度額：13,029千円

平成32年度の上限度額：13,148千円

平成33年度の上限度額：13,148千円

平成34年度の上限度額：13,148千円

平成35年度の上限度額：4,387千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでの全ての要件に該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成30年10月5日（金）から同月15日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課ネットワーク管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

- (7) 提案書提出書 1部
 - (8) 提案書 7部
 - (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成30年10月29日(月)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成30年11月14日(水)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
 - (3) 提出先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県地域振興部情報政策課ネットワーク管理グループ
電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969
電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技説明会
提案競技説明会は、行わない。
- 7 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックスによる質問書の送付も可とする。)
 - (2) 質問提出期限は、平成30年10月15日(月)午後5時までとする。
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、原則として平成30年10月22日(月)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、平成30年11月2日(金)までに郵送にて発送する。
- 9 選定方法
- (1) 島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
 - (3) 上記のヒアリングは、平成30年11月19日(月)前後を予定し、日程等を提案競技の参加者に別途通知する。
 - (4) 審査は次の方法で行う。
ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
ウ 【必須】の項目を満たし、【要提案】の項目の評価が最も高い者を契約予定者として選定する。
 - (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
 - (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- 10 提案の無効に関する事項
次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。
- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
 - (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出書類の補正を求めた場合を除き、提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Remote Backup System for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 14 November 2018
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6315

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成30年10月5日

島根県収用委員会会長 熱 田 雅 夫

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（大田・静間道路）（島根県大田市鳥井町鳥井字桜田地内から同市静間町字平ノ前地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県大田市静間町字下鯛渕

(単位：㎡)

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積	収用又は 使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
101番1	山林	山林	1,529	1,529.29	1,529.29	収用	

4 土地所有者の氏名及び住所

吉田 正生 兵庫県西宮市花の峯8番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年9月27日